県民税検討会 スケジュール等

検討の視点等

- ◆県民税の検討に当たっては、県民税条例附則第4条により、国税による県民税への影響を見極める必要があることから、県民税事業と譲与税事業の整理を行った上で、具体的な検討を行う。
- ◆ 県民税の需要減を明確にした上で、森林・林業をめぐる課題や市町村等からの意見等を整理し、新たな課題に対して 県民税で対応することの妥当性等を検討する。
- ◆ こうした検討を踏まえ、とちぎの元気な森づくり県民税の今後のあり方に関する意見書をとりまとめる。

検討スケジュール

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月~年内
県		市町村との調整(県民税と譲与税の整理	里)			検討 (県民税のあり方) 定
検討会	● 第1回検討会 ✓ 県民税と譲与税の ✓ 森林・林業の現場		第2回検討会 ・ 課題への ・ 県民税の	対応) 第3回検討会 ✓ 意見書まとめ	意見書
意見照会 (県民·市町·団体等)	(意見照会 新たな課題・取組の方向]性)	意見		